

オープンイノベーション促進税制の創設

(法人税、法人住民税、事業税)

新設

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、設立10年未満・未上場の**ベンチャー企業に対する1億円以上の出資**について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要

【適用期限：**令和3年度末**まで】



<出資を行う企業要件>

①国内事業会社

又は

②国内事業会社によるCVC(注1)

(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

<行為要件>

- ①**1件当たり1億円以上**の大規模出資
中小企業からの出資は1,000万円以上
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ②株主間の株式売買ではなく、**ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資**
(※)発行済株式の取得は対象外
- ③**1件当たりの控除額の上限は25億円、年間の控除額の上限は125億円**
- ④**一定期間(5年間)の株式保有**(注2)

<出資を受けるベンチャー企業要件>

- ①**新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業**
(※)新設企業は対象外
- ②**出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業**



- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。